

津市放課後子供教室推進事業実施要綱

平成30年3月30日教育委員会訓第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後及び小学校の休業日（以下「放課後等」という。）に小学校の施設等を活用して、児童の安全で安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、児童に勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために行う放課後子供教室推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後等において地域の児童の安全で安心な活動拠点を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、地域ぐるみで児童を育む環境を作ること。
- (3) 学習活動、スポーツ活動、文化活動、交流活動等を企画し、及び実施すること。
- (4) その他事業の推進に関し、津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(対象者)

第3条 事業の対象となる児童は、事業を実施する小学校学区の区域内に住所を有する児童その他教育委員会が必要と認める者とする。

(実施場所)

第4条 事業は、事業を実施する小学校学区を単位として、小学校の施設等を利用して実施するものとする。

(実施時間)

第5条 事業は、年間を通じて、放課後等に1週間当たり3日（1日当たり3時間までに限る。）の範囲内で実施するものとする。

(委託)

第6条 事業は、教育委員会が適当と認める団体に委託して行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓は、平成30年4月1日から施行する。